

議案第16号

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ908,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10
	1 使用料	10
2 国庫支出金		159,423
	1 国庫補助金	159,423
3 県支出金		29,260
	1 県補助金	29,260
4 繰入金		598,634
	1 他会計繰入金	598,634
5 繰越金		1,100
	1 繰越金	1,100
6 諸収入		10
	1 市預金利子	10
7 市債		120,500
	1 市債	120,500
歳 入	合 計	908,937

(単位 千円)

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		552,159
	1 審議会費	139
	2 総務費	101,387
	3 事業費	450,633
2 公債費		356,278
	1 公債費	356,278
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	908,937